

令和4年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年2月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主査	羽田野 玲
----	-------	----	-------

午後1時58分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第2回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願ひします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。春が近づいてまいりましたが、まだ寒い日がありますので、健康管理に気を付けていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第2回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、12番浅野 早苗さん、13番近藤 淳司君を指名いたします。

次に日程第2議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。  
今月は所有権移転の案件のみになります。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)  
売買での所有権移転です。  
受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模

拡大をするものです。

受人は現在 7,775 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 190 日農業に従事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 11,199 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 2,900 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 400 日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は農地を所有することのできる農地所有適格法人であり、現在 499,298 m<sup>2</sup>の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間 750 日従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 25,176.20 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 230 日、世帯では 460 日農業に従事しております。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人と申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 7,372 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 80 日、世帯では 160 日農業に従事しております。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,495㎡の農地を経営しており、個人で年間280日、世帯では1120日農業に従事しております。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2,266㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では700日農業に従事しております。

4ページをお願い致します。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの筆は登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在16,100.35㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では600日農業に従事しております。

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在6,048㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では180日農業に従事しております。

(番号11申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在2,573㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事しております。

(番号12申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大

をするものです。

受人は現在8,839.74㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では450日農業に従事しております。

(番号13申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,333㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に従事しております。

(番号14申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在5,387㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では260日農業に従事しております。

(番号15申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在6,205.62㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では420日農業に従事しております。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計15件、移動の土地は、田18筆10,354㎡、畑6筆2,346㎡、合計24筆12,700㎡です。

以上15件のうち、番号1番から15番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、橋本淳委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく願いいたします。

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第6号 買受適格証明願(農地法第3条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案6ページをお願いいたします。

議案第6号 買受適格証明願(農地法第3条)について

買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

7ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

申請人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在42,212.63㎡の農地を経営しており、個人で年間330日、世帯では1460日農業に従事しております。

こちらの公売は名古屋国税局が行うもので、入札期間は令和4年3月7日から令和4年3月16日で、開札日は令和4年3月22日となっております。

8ページをお願い致します。

証明願いは1件、田142㎡です。

以上1件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・第3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断します。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号 買受適格証明願(農地法第3条)については、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第4議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9ページをお願いします。

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは、駐車場・物干し場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、11ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは中古車展示場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちら分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。



こちら分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらはシーエヌ建設株式会社の新幹線の高架橋改修工事による高架橋下の駐車場の代替駐車場として一時的に転用します。

転用期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

つづきまして、12ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、13件転用土地 田 3筆 2,322㎡ 畑 12筆 4,707㎡ 合計15筆 7,039㎡です。

以上5条申請 13件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

14 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定が2筆です。

貸借期間は令和4年3月11日から令和14年3月10日までが1筆、令和4年3月11日から令和14年1月9日までが1筆です。

15 ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は60筆、使用貸借権の設定は25筆です。

貸借期間は令和4年4月1日から令和9年12月31日までが10筆、令和4年4月1日から令和14年12月31日までが75筆です。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 82筆 63,674㎡ 畑 5筆 4,264㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、川松忠彦委員は、採決に加わるできませんので、よろしくお願ひします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案23ページをお願い致します。

議案 第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

24ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は60筆、使用貸借権の設定は25筆です。

貸借期間は令和4年4月1日から令和9年12月31日までが10筆、令和4年4月1日から令和14年12月31日までが75筆です。

31ページ総括表をお願い致します。

田 81筆 62,403㎡ 畑 4筆 2,356㎡になります。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村由幸委員、瀧信義委員、橋本淳委員、田中倫雄委員、小原正広委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方

は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。  
次に日程第7 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 32ページをお願いします。  
議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。  
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。  
33ページをお願いします。

番号1番

(申請地、地目、面積、被相続人、相続人を朗読)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和3年6月20日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されてきました。

34ページ総括表をお願いいたします。  
相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件  
田 9筆 6,422㎡ 畑 3筆 2,095㎡ になります。  
これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり、証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**【会長】**

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第8 報告第4号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

35 ページをお願いします。

報告第4号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

36 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和50年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和33年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

昭和45年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

昭和31年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、37 ページをお願いします。報告第5号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

38 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号届出です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

一体利用地で宅地271.13㎡と一緒に店舗での転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

一体利用地で宅地518.98㎡と一緒に住宅での転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

共同住宅による転用でございます。

39ページ総括表をお願いします。

申請件数3件 田4筆990㎡ 合計990㎡です。

つづきまして40ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、共同住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、分譲住宅による転用でございます。

(番号6申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、都市ガス整圧器の設置による転用でございます。

つづきまして、41ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出(権利設定)です。

(番号7申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

(番号8申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

(番号9申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

42ページの総括表をお願いします。

申請件数 9件 田4筆 959㎡ 畑9筆 1356㎡ 合計2315㎡です。

つづきまして、43ページをお願いします。

報告第6号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

44ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための、賃借権の解除です。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

自作するため賃借権を解除します。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための、賃借権の解除です。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

農地譲渡のための、賃借権の解除です。

番号5番、6番及び7番は受人が同一のため一括で説明いたします。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

(番号6申請地、地目、面積朗読)

(番号7申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための賃借権の解除です。

45ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 7筆 5,734㎡です。以上です。

令和4年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年2月25日 産業会館大会議室

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

12 番委員

浅野 早苗

13 番委員

近藤 淳司